

看護師等処遇改善手当の妥結に際して

2022年10月4日

地方独立行政法人都立病院機構労組

1. 今回新設された「看護師等処遇改善手当」は、昨年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として進められたものです。そもそもの制度設計として、医療機関の判断により看護師だけでなく「看護補助者や理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善」に充てることができるかとされていますが、対象職種から薬剤師が除外されていることが、非常に大きな問題でした。そのため私たちは、法人本部が予算を上乗せして薬剤師を含めたコメディカル等にも支給の対象を広げるべきと強く要求してきました。しかし今回の妥結に当たっては、コメディカルへの支給拡大は実現しませんでした。この点を労組としては遺憾に思います。

2. 交渉の中で、支給対象を拡大すべきという私たちの要求を受けて、看護助手については月額3,000円を支給する提案が新たにだされました。このかん看護助手については、タスクシフトの動きが進む中で、様々な業務が増やされているにもかかわらず、賃金が安く昇給もなく、欠員が埋まらず職員の入れ替わりが激しいという問題が生じています。こうした実態を少しでも改善するために、決められた原資の中ではありますが、同じ職場で働く仲間の手当を改善する提案がだされたことは、粘り強く交渉してきたことの結果として評価しています。

交渉期間も短く、このかんがんばってきたスタッフ全体の処遇を改善してほしいという思いからするならば不満の残る結果ではありますが、手当の原資である「看護職員処遇改善評価料」(10月から診療報酬に新設)の請求に間に合わないという事態を避けるため、ぎりぎりの9月28日に妥結する判断をしました。

3. コメディカルでは、独法化以降も資格手当の全貌は相変わらず不明なままで、扶養手当のはね返し分の減額の影響を受けた職員も多く、様々な問題が山積みです。今後も早急な処遇改善を求めて、コメディカル職場の要求をしっかりと受け止め法人本部と交渉を続けていきます。